

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁
決手続の開始を決定しました。

平成29年7月14日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

大和高田市

2 事業の種類

大和都市計画道路事業3・5・704号本郷大中線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県大和高田市南本町

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
1468番 5	宅地	宅地	64.40	64.40	25.55	なし
1468番 14	宅地	宅地	13.22	13.22	0.17	なし

4 土地所有者の氏名

吉川 智子

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年7月7日